

有料職業紹介返戻金制度について

- 1 当センターが取引先企業等に紹介した応募者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責にすべき事由により退職したときは、下記のとおり紹介手数料を甲に返戻する。

但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに取引先企業等の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80%～100%
- ・入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%

- 2 前項の返戻金は、取引先企業等が当センターへ当該応募者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、取引先企業等の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は当センターの負担とする。なお、取引先企業等と当センターの協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。

以上